

平成二十四年七月二十七日受領
答弁第三四七号

内閣衆質一八〇第三四七号

平成二十四年七月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員瑞慶覧長敏君提出日米安保条約に基づく事前協議とV―ニニオスプレイの日本への配備の関連に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瑞慶覧長敏君提出日米安保条約に基づく事前協議とV-22オスプレイの日本への配備の
関連に関する質問に対する答弁書

一及び二について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）第六条の実施
に関する交換公文にいう「装備における重要な変更」とは、核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並び
にそれらの基地の建設を意味しており、普天間飛行場への垂直離着陸機MV-22オスプレイ（以下「MV
22」という。）の配備は、これに当たらず、同交換公文にいう事前の協議の主題とはならない。

三について

政府としては、MV-22に係る安全性等について、地元の皆様に強い懸念があることは十分認識してお
り、これまでも米国政府と緊密に協議してきているところであり、引き続き、米国政府に対して更なる情
報の提供を求めつつ、地元の皆様の理解が得られるよう、丁寧に誠意をもって説明していく考えである。